

花西地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、花西地区まちづくり協議会と称し、事務所を花西振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域の身近な課題を解決し、健康で明るい豊かなまちづくりのため、住民による自主的な地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活環境、自然環境の向上及び美化に関する事
- (2) 青少年の健全育成、芸術文化の振興、生涯学習に関する事業
- (3) スポーツ振興、体力増進に関する事業
- (4) 地域福祉、子育て支援、保健活動に関する事業
- (5) 交通安全、防災、防犯に関する事業
- (6) 花西振興センターの管理受託
- (7) その他目的達成のための事業

(構成)

第4条 本会は、西大通り、材木町、若葉町、北万丁目、南万丁目、石神町、藤沢町の7地区の各行政区で構成する。

(総会)

第5条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは随時に開催することが出来るものとする。

- 2 総会は、各行政区から選出された代議員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 4 総会は構成員の半数以上の出席者又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会には次の案件を付議する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他本会に関する重要な事項

(代議員の選出)

第6条 代議員の選出は、各行政区から4人とする。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 6名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、各行政区から2名の推薦されたものをもって構成し、互選により選出する。
ただし、その選任にあたっては、総会の承認を得なければならない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、会長は連続して4期の再任は認めない。

2 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときはこれを代理する。
- (3) 理事は、会務の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計及び会務執行を監査し、総会にこれを報告する。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が役員会に諮って委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務につき会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、四役会と全体役員会とする。

- 2 四役会は会長・副会長・監事・事務局長で組織し、全体役員会は役員・専門部会長で組織し、会長が招集する。
- 3 役員会は総会の総意にもとづき本会の運営にあたる。

(専門部会)

第14条 本会の運営を円滑に行うため次の専門部会を置き、当該各号に定める業務を所管する。

- (1) 総務企画部会
企画、情報収集、会報発行、各部の調整等に関すること

- (2) 生活環境部会
生活環境の向上、美化推進、ごみ集積所、土木施設維持補修等に関する事
- (3) 文化教育振興部会
青少年健全育成、生涯学習、文化、芸術等の振興に関する事
- (4) スポーツ振興部会
スポーツの振興、体力増進等に関する事
- (5) 保健福祉部会
子育て、生きがいづくり、地域福祉支援等に関する事
- (6) 地域安全振興部会
交通安全、防災、防犯等に関する事

- 2 各専門部会は、各行政区から1名の推薦された部員をもって構成し、任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。
- 3 各専門部会の部会長は、部員の互選による。

(会計)

第15条 本会の経費は、市の交付金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 新たな会計年度が始まっても、当該年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間会長は、第5条の規定にかかわらず、次の事務について役員会に諮り、執行できるものとする。
 - (1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請
 - (2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出
 - (3) 議決されるまでの間に必要なその他の事務

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年5月27日から施行する。
- 2 " 、平成21年4月1日から施行する。
- 3 " 、平成22年4月1日から施行する。
- 4 " 、平成23年4月1日から施行する。
- 5 " 、平成24年4月1日から施行する。
- 6 " 、平成26年5月14日から施行する。
- 7 " 、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

この規約による改正後の、花西地区まちづくり協議会規約第3条の規定による、花西振興センターの管理受託に関し必要な行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。